座談会長達初の協同経過と考え制度の改正

角瀬保雄、坂根利幸、司会:石塚秀雄

参会社法、公益法人法など改革の影響

司会 今回は第2弾としまして、もう少し広く、 非営利・協同組織とそれを取り巻くいろいろな法 人制度が変わりつつあるので、それがどういう影 響を及ぼすのかということについて、改めてお話 をしていただきたいと思います。会社法も出来で 公益法人法、それから財団・社団法、医療法も改 正になって、更に少し関係があるかと思いますけれども、保険法が変わるといった動きもあります。 いろいろ変わるなかで非営利・協同事業組織のあり方について、今どういうふうに規定されるのか、あるいは、どういう法人形態が望ましいのか、あるいはそれらの法律が非営利・協同組織にどういるいはそれらの法律が非営利・協同組織にどうさたいのです。

それでは最初に坂根先生から、例えば、公益法 人法や医療法では公益性と監査というようなもの が対になって出て来て、厳しくなってくるのはな いかと思うのですが、その辺も含めた全体の概要、 状況を話していただけたらと思います。

坂根 どれから話をするのがいいかわかりませんが、僕ら会計士は旧商法でずっと育ってきて、ご存知のとおり、日本の商法を含めた法律は大方ドイツ法に基づく考え方で、主として企業を取り巻く債権者を保護・保全することがベースです。そのことは商法が何度も手直しされて、先般会社法ということで全く別になりましたが、それがある意味ではヨーロッパの法制等をベースにしたものからアメリカ型にという流れだろうというふうに、どちらかといえば、債権者から株主へというような仕組みかなと思います。

ただ、それはそれで、その流れが全部おかしい というふうにも必ずしも思っておりませんし、そ れから、今度の会社法の中には今まで全くない、協同組合株式会社のような合同会社という制度が出来ました。これは持ち株数に関わらず議決権が1票という、ある意味では協同組合と株式会社が合体したような仕組みです。それがいかなる意味をもたらすのかは、あまり周りで実践例がないので、まだ検証されているわけではありません。

1990年代は、ずっと商法を中心にして企業のフォームが整備されてきました。その周辺で会計のありよう、あるいは情報公開のありようを含めた、いろんな様々なそれぞれの分野の整備がされてきました。

社会福祉法人の会計のありようも先般大改正が 行われて、それが他の、例えば独立行政法人や国 立大学法人などに一定の影響を与えているように 思います。

どちらかと言えば、従来の独自の非営利なのか 公益なのかは別にしても、そういう考え方に基づ くものから、市場の、あるいは、市場経済の側に 少し寄ることになる。これは、旧来の考え方を残 しながらということなので、しばらく前の状況か らすると、極めてへんてこりんな会計のありよう が一方では生まれています。

そのことと平行して公益法人の制度改革がずっと行われて、先般新しい公益法人法が出来ました。2008年12月1日に新しい法律が施行されます。同時に、従来の民法34条法人は廃止され、経過措置として12月1日から5年間のみ特例続行するということで残るとなりました。民法方式みたいな事柄です。

これは90年代からずっと続いてきた議論で、議論の過程はいろいろありましたが、結論的に言うと、極めて公益性の高いものだと認められたものについては公益を認定すると、公益の事業として認定をすると。それ以外のものについては、社団であっても財団であっても、一般公益法人という

のか公益一般というのかよく分かりませんが、大きく分けると2分類です。法体系も別々になりました。

公益認定法人は、いわば事業のかなりの部分が 形式上で言うと一規模なのかどうかは別にして一 半分公益的な事業がないと認められないというこ とと、公益的な事業では剰余をほとんど出せない。 すなわち、公益事業以外の俗に言うその他の事業、 あるいは、収益事業のようなものでかなりの高利 益を上げて維持しないと出来ない。しかも公益認 定を受けると、運営上も、チェック等も厳しい制 約があるので、従来の公益法人よりもかなりずっ と維持していくのは簡単じゃないのです。

従って、僕らの周りでも公益認定を受けられる可能性のある法人が一定数あるように思います。しかしそれをずっと維持していくのが妥当なのかとなると、かなり疑問が残るなという印象です。また、一般の公益認定をされない、受けない公益法人一おそらく現在の公益法人の中の大部分がそうなるだろうと思うけれども一は、ある意味では従来ほどの縛りや制約もチェックもあまりなくなって、従って、公益法人という名前に近いけれど、実は従来のものとは全く違うという設定がされるだろうと思います。

もともと公益法人やこれらをめぐる行財政の改 革議論が始まった時は、この間もいろいろ言われ ている各省庁に関連した業界団体的、天下り団体 的なものが多く、それらの一部で様々な不祥事が 起きたりしていることが論点の1つであったわけ ですが、それらは多分、今の一般公益法人に、あ るいは、一般財団法人か一般社団法人などになり、 それで温存をされる。温存するがためにそういう 制度を残したように僕には見えます。

2008年1月になってから、政府の税制改正案が出来ました。この新しい公益法人制度が12月1日に施行されることを前提に出来ましたが、端的に言うと、公益を認定される公益認定法人がいくつかありますが、大方が非課税だということです。これは、従来、公益法人は収益事業をやっていた場合は、低率ではありますが課税という制度だったけれど、公益認定法人については、よほどのことでない限り大方が非課税になるのです。逆を言うと、それらの法人がたくさんあってはいろいろ

大変なので、かなり絞られるはずです。絞られる 以上、その存立や運営等々を含め、税制も配慮し ながら厳しいチェックを一定受けることになるの です。

またこの公益認定法人は、それぞれの都道府県で、いわば第三者の評価委員会が評価をして認定をするということになっています。つまり従来の監督行政のところが認可をするということではありません。しかし、常にチェックを受けているので、公益的なものではないとか、公益認定を取り消されるようなことになると過去に遡っていろいろ問題が生ずるので、これは簡単ではないと思われます。税制はそういうことです。

その他の財団法人や社団法人は、原則普通法人並みです。従来、公益法人であれば、収益事業を行っている場合、いわば普通法人が30%の法人税率、公益法人は収益事業の部分について22%という低率だったんですが、今度の一般法人は普通法人と同様と配置をされました。つまり、このことから見ると、税率から見ると全く普通法人と同じだし、一定の届けや報告等とかは必要であるにしても、従来より縛りがなくなって、なんとなく残したのという印象が強いです。

新たに設定された概念として、一般法人の中の、 非営利の一般財団法人、一般社団法人については、 いわゆる収益事業について普通法人並みの課税を 行うことになっています。これは何を言っている かというと、会費収入等々には税金をかけないと いうことです。

それでは非営利性とは何かというと、税制で要求しているものは、配当をしない、残余財産の分配を構成員にしないこと。つまりは、国または自治体または同業者団体みたいなところにいざとなれば寄付をするというような定款の定めがあって、それで非営利なんだとする。誰かの個人的、私的な利益を追求するものではないんだということが分かれば、会費等々の収入に税は課さないとこう言っているのです。従って、そういう配置をしていないと、一番右側か左側かわからないけれど、そういう定款ではない財団法人や社団法人は、会費収入を含めたすべてが普通法人並の30%課税という配置になったということです。従って、広い意味の公益法人、従来の公益法人が極めて優遇さ

れる公益認定法人、それから、ほとんど優遇されない一般財団法人、社団法人に分けられた。分けられたというよりも、さっきから申し上げているとおり、結果的にこういう同業者団体みたいなところの排除が出来ないがために残した。ただし残してもあまり従来のような恩典は与えないでおく、というように見えるということです。

このことと広い意味の公益法人が2極化することとの関係で、従来のその他の非営利的な法人の税制については、この2008年度の税制改正案のところでは極端に盛り込まれているわけではないので分かりません。分かりませんが、結局、従来は公益法人と協同組合が22%という低率課税で、公益法人はなくなったので、協同組合が一体どういうというといるわけではありませんが、うことになるのだろうと。今年中にどうこうとがくらしも思っているわけではありませんが、うこと必ずしも思っているわけではありませんが、もう一度この協同組合、あるいは事業協同組合、あるいは医療法人等々を含め、少し見直しにかかる時が来るのではないかなと思います。それは、おそらく消費税を上げる前には行われるような気がして、これは前にお話したとおりです。

僕らの会計事務所がよく関わっている民医連の ところにも、公益法人形態の民医連法人が20弱あ ります。このうちの半分が、法人税法に定める無 料低額診療等々の要件を満たして、法人税が非課 税になっている10弱の法人があります。これらの 公益法人形態の医療機関が、もちろん、その他の 一般の公益法人形態である機関も一定数あります から同じことですが、多くのところが同じように 非課税措置を受けています。この非課税措置がこ のまま残るかどうかについては先行きはっきりし ていないし、あわせてさっき申し上げたとおり、 公益認定を受けられる可能性はありうるとしても、 その後の縛りが非常に厳しいので、それを選んで いくのが長期的に適正な方向かについては慎重な 検討が必要だというのが、今のところ僕らのとこ ろで議論している内容です。

もうひとつ、既に配置された社会医療法人の税制についても、今年度の税制改正案に同様に盛り込まれました。結果論で申し上げると、社会医療法人として認められると、先ほどの公益認定と同じようにほぼ非課税となります。医療法人でありながら、この社会医療法人が行う医療保健業につ

いては収益事業とは見ない。もとより、社会医療 法人は公益認定法人と同じように扱うとなりまし た。これが前提になって、社会医療法人が行う医 療保健業は何だとなると、それは収益事業とは扱 わないとしたがために、そのために社会医療法人 はほとんど非課税になる。公益認定よりも要件、 内容は医療という特殊な分野なので、同じ要件で はないですが、公益認定法人よりも将来の縛りそ のものは緩やかと思っているわけじゃありません が、何とか対応できるような部分も含めて社会医 療法人は、元々厚労省が考えたのは、潰れていく 自治体や公立病院等々の受け皿として各地域に配 置をしようとしたことなので、数年前にも税制上 の優遇をするのだと言っていました。当時、私が 聞いた課長補佐は、税率については限りなくゼロ に近いところを目指すという言い方をしていまし た。私は難しいのではないかと思っていたのです が、そういう配置を財務省も含めて厚労省はした と、そういうふうに理解出来ます。

全体としてみると、従来型の公益法人等々は、数としても量としても増税みたいな流れになって、一方で公益認定、もしくは、医療機関の中では社会医療法人はかなり優遇される税制になって、トータルではどうかなと、ちょっとはっきり分かりませんが、国家の税収入としてみるとそれほど極端に損も得もないように思われます。つまりは、その他の法人制度のところがどうなるかによって決まってくる感じがしますし、その他の法人税制というのは、これは法人税だけじゃなくて、固定資産税やその他がいろいろ絡んでくるものだから、国の税金だけではなくて、地方の税金も含めての配置になるので簡単な議論ではないように思われます。

それから今までの話では抜けていましたが、先ほど石塚さんが言った中で、保険業法の改革一僕らは改悪と呼んでいます―との関係です。この間の保険業法の改正か改悪、改悪はこの保険業を営む組織の規制法としての改悪です。従来の、いわば不特定多数のものを相手にした保険という保険業法の、最初の定めである「不特定多数」を外してしまいましたから、特定されたものを対象とする、いわば特定共済みたいなところも保険業法の対象にするという改悪です。このことによってな

かなか成り立たなくなった共済団体が多数生じました。

この改正、改悪を契機にしながら、共済事業に 対する会計や考え方、あるいは運営等々の改正が 協同組合法や準協同組合法を含めて一定行われま した。その考え方は、共済事業の会計や剰余金に ついてかなり厳しく算定をし、他の事業に簡単に まわしてはいけないということが中心ですし、収 支決算書、損益計算書についてもきちんと事業の 区分をしなければならないとなっていて、従来か らも多少そうでしたが、かなりより厳格な取り扱 いに変更されたことになります。公益法人でも共 済事業を行っているところがありますが、この先 どうなっていくかについては、従来の民法34条法 人があるうちは認めているだろうと思われますが、 5年間の経過期間を過ぎれば共済事業を行う公益 法人というのはまずなくなるだろうと、僕として は理解しています。

協同組合にしても、従来も共済事業と供給事業 とできちんと分けろという指導がありましたが、 それはより強い指導と情報公開ということになっ てきています。

保険業法が改正されてからもう3年ぐらい、施行されて2年が終わるところですが、あと3年するとこういった見直しが入ることになって、この間の議論のことを考えると、最初の改悪、改正が組織規制法だとすると、次が契約法、これは組織に関わりなく保険共済契約についての規制法になるのではないかなと言われていて、これがいかなることになるのかについては、まだはっきりしていないのです。

もう1点、監査制度とか情報公開についてです。 それらのことは、まあまあ正しい方向のように思 われます。もともと日本の社会は、そういうこと に配慮することが、欧米に比べると非常に薄いよ うに見受けられてきたわけです。制度を作ったら 上手く行くとも思いませんが、それはそういう流 れを一定受け止めながら対応していくということ が必要だと思います。ただ、日本のように決算期 がほとんど集中していて、決算とか税金の計算と か監査とかがみんな集中しているような気がし てこのことが矛盾をもたらしているようで何を情 報公開するのかといった議論が起きるけれど、僕 らは逆で、基本的に全部情報公開するのだととまず 考えないと、なかなか議論が先にいかないなと思 うのです。もちろん、組織の中で議論をする対象 のすべての情報をと言っているわけではなく、 のすたちの企業や経営や組織の周りにいる方々、 るいは取引先等々を含めた人たちに、最低限この に開示していく、開示する情報についても、 に開示していく、開示する情報についても、 に関り第三者のチェックを受けるということが必 要なんだと思われます。その意味で言えば、ホーム が増えつつあると思われるので、それはそれで進 めていくことが重要かなと思います。

司会 ありがとうございます。いろいろな論点が 出ました。続きまして角瀬先生の方から今の話を 受けてお願いします。

角瀬 いま坂根先生が、包括的に最近の企業法制 に関わる法改正の問題を取り上げてお話されました。このお話をいま少し敷衍していただくと、論 文ができてしまうのではないかと思ったりしております。あえて付け加えることもないように思います。しかしせっかくの機会でもありますので、私が日頃考えているところ、疑問に思っているところを開陳し、議論の材料にしていただければと 思います。

明治以来、日本の法制の上では経済活動を行なう法人組織を、非営利と営利とに区分する2分法がとられてきていました。具体的には公益法人と営利法人の会社とに、大きく2つに分ける考え方が支配的であったかと思います。法律上では民法34条の公益法人と35条の営利法人の規定がその基本になってきました。それに対して協同組合は中間法人として位置づけられていました。これが2005年の新会社法によって大きく影響を受けることになりました。民法35条も姿を変えることになりました。ご存知のように新会社法は明治以来の規制主義に対して、アメリカ型の自由化を目指しており、いわば何でもありというものになっています。会社の目的についても営利を目指すという限定が取り払われております。もちろん、会社法

には利益処分の規定は残っていますから、その限りで基本的には営利企業であることは変わりありません。しかし、利益を株主、出資者に分配しないことも可能で、会社組織というものを社会的な目的の実現に活用する余地が広がりました。事実上、非営利の事業活動を行う道具とすることが引たなったといえます。これまでも民医連には利益追求を目的としない株式会社がありましたが、これからはそうした非営利目的のために会社法人を使うことが自由になりました。私は当初からそのようにみておりましたが、法制審議会の委員にもなっている東大法学部の教授もそのようにいっております。

それから、もう一方の公益法人については、早 くからこれは天下り組織として利用され、問題あ りと言われていたところで、社会的な批判の対象 にされてきました。これを本来の公益目的のもの に変えていかなければならないということで改正 ということが浮上したわけですが、この公益法人 の改正に対しては、NPO、あるいは協同組合など 非営利・協同組織の側からは一斉に激しい批判が 提起されました。どういうことかと言いますと、 第三者による公益認定が厳しくなると、非営利・ 協同組織のところの税負担が増えるのではないか という不信感が広がっていきました。非営利・協 同の側としては、自分たちのやっている公益目的 の事業に対しては、一切税金を免除してほしいと いう要求を持っていたわけですから、これを契機 に税金を課せられるようなことにでもなれば、と んでもないことになると一斉に反対の声を上げた わけです。しかし私は、公益ということが本来の 意味できちんと貫かれるならば、そんなめちゃく ちゃなことにはなるはずがないとみておりました。 税問題をあえて取り上げて議論する必要がない、 公益をちゃんと実現しているのであれば税金のか かりようがないはずだと、そういうような考え方 を持ってきましたので、どちらかというとこの公 益法人制度の改革に対する反対運動には批判的で あったわけです。

結果として、そんなにおかしな形にはならないで済んでいるのではないかというふうに思います。 改正法は一般公益法人と「認定公益法人」との2 階建ての法制度になっています。いわばアメリカ の NPO 法と同じ構造といえます。第三者による 公益認定ということで、社会的に認められる活動 をやっている場合には、それが広く認められてい くということになっていくだろうと思いますし、 税制改正でもそれなりの非課税措置がとられるも のと思います。

それからもう1つ、医療法人制度についても、 教急医療や僻地医療など公益性の高いものについ ては、社会医療法人という新しい制度が作られる ことになりました。これは経営危機に陥った公立 病院、自治体病院の民営化の受け皿として考えら れているという側面がありますが、公私の別を除 けば、社会的な必要は確かで、そうした法人には 税制上の特別措置が準備されなくてはならというに とです。いまの政府・行政の手法としてのメリシ とです。いまの政府・行政の手法としてのメリき いものといえます。したがって、私は当初より に を持つものとみていました。積極面が生かさ れるかどうかは、社会的な運動や世論の帰趨によ ります。

一方、会社の問題ですが、会社を現在では株主 が主体となった社団という形で捉えているのが一 般的かと思いますが、果たしてそのようにとらえ ていいのかという疑問があります。日本において はいうまでもなく、ヨーロッパなどにおいても、 会社は大企業と中小企業とに分かれており、会社 の90%以上が中小企業です。そういう中小企業は 人々が集まって作ったもの、社団といえるわけで すが、大企業といわれるものは財産の集まりとし て、財団とみるべきではないのかと思っています。 個人に持分が帰属する社団とは違ったものとして、 将来を展望した場合、考えていかなければならな いのではないかと思います。そうでないと、大き な社会的活動をしている大規模な会社が、株主の 所有物として、その資産もやがては分配されてい くことが予定されるものとしてみるのは、どこか おかしいのではないかという疑問を持っておりま す。株主中心主義のアメリカ的な考え方に対して、 ヨーロッパでは会社を様々な利害関係者から構成 されるもの、マルチ・ステイクホルダーからなる ものとみられています。

非営利・協同組織のところについてみても、社

団と財団との2つの種類のものがあると考えられ ており、医療法人の場合についても、医療法人社 団と医療法人財団とに分かれます。私は社団より も財団のほうが社会性が強いものと考えておりま す。また協同組合についてもそういうことが問題 になってきます。地域に根付いた、顔の見える小 規模な協同組合とグローバル化した大規模な協同 組合とでは同じようにみることはできなくなって いるのではないでしょうか。非営利・協同組織の なかで、医療と並んで数の多い教育関係について みると、学校法人、大学から幼稚園まで様々な組 織があるわけですが、教育関係についても同じよ うなことがいえるのではないかと思います。戦前 の私立大学は財団とみなされていた時期があった かと思いますが、戦後この点が曖昧になっている ように思います。私は非営利の財団で、現役教職 員、OB 教職員、学生など全ての関係者の協同の組 織とみるべきものと考えております。いわば決定 権を持つ理事会は、社会から信託されているもの とみるべきものと思います。そうすると、医療、 福祉と教育関係については現実に即してとらえる ことが、現在の世の中の趨勢からみても妥当であ ると考えております。一般の医療法人についても、 「出資額限度医療法人」という規定がなされる時 代になっています。牛歩のような歩みですが、解 散時には社会に帰属していくのが妥当という時代 になっているように思います。ますは法人組織の 現状、その問題点について、若干述べてみました。

司会 ありがとうございました。社団と財団との とらえ方について、坂根先生、いかがでしょうか。

坂根 この公益法人制度改正議論の中で、当初は 財団というのは配置しないという議論がずっとあって、それが最終的に公益認定という公益という 言葉に残っているのです。非営利法人制度の議論 のなかで、非営利には財産が集まる財団という組 織形態はなじまないというのが政府の審議会の議 論に少し位置を占めていた議論でした。はっきり 書いてはないのですが、つまり、財産に思想はな い、みたいな感じです。やはり思想があるのは人 だと、人が集まって作る社団というのが非営利に はふさわしいと。ちょうど角瀬先生がおっしゃら れた大企業が財団的ではないかということと、す こし裏返しの議論のように思いました。

司会 税金が非課税になることについて、そもそも公益認定委員会が行う公益的事業を行うというものは、公益法人法の最初を見ると、ニュアンス的には要するに国がやるサービスを、民間の団体なりが公益をやるのだから認めてあげようっていうことのようです。そうなると、国が本来やるようなことをやるので非課税にするのか、そもそもの公益の政府との関係がよく分からないですね。

角瀬 公益ということになると、民間の法人が税金を納めるのではなくて、国がそういう団体の活動に対して補助をする、支援するというのがヨーロッパなどでは一般的な形態かと思います。

司会 本来はそれで非課税とし、補助金もあると。 その思想は、やはり国家、地方自治体がやるべき サービスを民間が代わってやるから、こういう規 制が認定されるというロジックがあると思うので すが。ですから、この剰余金を出すなという説明 は、ヨーロッパの一部の国では公益・非営利認定 というのでしょうか、その公益認定のそういう条 件といいますかが、あると思うのです。

総社会医療法人と非営利・協同 組織

司会 それから国立病院や自治体病院が、社会医療法人になるのはどのくらいでしょうか。

坂根 1番目の公益認定のところは、まず通常で考えると今民法34条の法人と言っているのです。 当然天下り的な、業界団体みたいな公益法人と、そうじゃない地域や土地に足のついた公益法人とが実際にはあるので、これらが一定公益認定というところを目指すのだろうと思います。それではNPOでもそういうことをやっている、他の法人形態でも非常に公益性の高い事業とボリューム等が地域密着型であるとすると、別に門戸を閉ざしているわけではないからこれらも目指すことが出来る。新しい公益法人法の公益性認定は、別の、 またその上の要件だけれども、公益法人そのものを目指すのは、今度は準則主義になりましたから設立そのものは昔に比べると簡単です。昔は1億円ないと駄目だとか、行政認可とかがあったけれども、今度は、そういうのはクリアしているから、その上の公益認定を受けようとするとそれは結構大変だろうしその後の縛りもきついだろうと。

もうひとつは、すでに行っている事業について 公益認定を受けたり、公益認定を受けたところに 事業や財産を移転するときには、そこでの財産移 動について課税は起きないけれど、公益認定が取 り消されたり、やめるとか、あるいは別の法人形 態に移行するとかの場合は、今度の税制改正でか なり難しい定めができているから簡単じゃないな というのが、とりあえずの感想なんです。「やー めた」ということがなかなか出来なくなってしま う感じがする。目指すのはどこでも出来ます。

2番目の公益性、あるいは、公共的な役割、それはおっしゃるとおりじゃないでしょうかね。だから、もともと非営利法人、あるいは、非営利制度みたいなことが、いわゆる公共的な役割と民間市場経済のあいだに一真ん中かどうか分からないけれど一配置が必要なのだろうと思います。だから、どちらの色にも染まりうる、みたいなことなんだろうと。公益認定のところは、そういう市場の側に染まらないように配置をして、税制上も配慮・優遇しながら、一定程度、監督・監視していくということではないかなと思われます。

3番目の社会医療法人に単独で国立病院や自治体病院が分離してなるのは、簡単ではないように思われます。厚労省はそういうふうに書いているのではありませんが、むしろどこかで自治体病院がもう維持できない、公立病院は切り離すと言ったときに、これを受けてくれる医療法人は社会医療法人と認定し、税制上もどのみち赤字を負担するから、その分税制は全体としてカバーしましょうといった、こういうことではないのかと僕らは理解していました。つまり、ひとつの自治体病院、あるいは国立病院が、単独で企業統治みたいなことが出来ることにはなりにくいことだろうと思えるので、ここが分離されてひとつの法人になるという選択はゼロではありませんが、簡単じゃないだろうと思えます。現に、例えば厚生連などは自

治体病院や公立病院を受けて、地方のところでは 引き受けているので、それは厚生連は厚生連だと いうことの意味かなと。厚生連もまた今のところ 非課税の病院組織ではあるけれど、そんな理解で す。

司会 そうしますと、民間の病院グループが引き 受けた時に、そこの部分だけ社会医療法人になる ということですか。

坂根 ゼロじゃないでしょうね。ただ、ひとつの 企業の中の1事業ということはありえないから、 法人全体としての認定だから。単独の、例えば、 A自治体病院を受けてA自治体病院法人を作って、 社内法人みたいなことでやるんであれば、それは 可能かもしれない。

角瀬 それと今までの議論の発展として提起しま すと、税との関係が特に議論されてきたかと思い ますが、それでは税金というのは、そもそもどこ から取ってくるのかということです。つまり、公 益性のある法人から取らないということになると、 営利法人、営利企業から取るということにならざ るをえません。しかし果たして、そういう区別が 必要なのでしょうか。税金というのは、個人であ ればその所得に応じてしかるべく負担をする。そ して社会の共同の費用を負担するということにな るわけですけど、企業についてみても、それが営 利法人であれ、公益法人であれ、また非営利法人 であれ、等しく能力に応じて負担すべきものでは ないのかと私は思っているわけなのです。ちょっ と議論の次元がこれまでと違ったものになります が、こうした視点から考え直してみることも必要 になるように思います。

司会 それは、新しい会社法が営利・非営利というような区分、つまり、会社が営利であるということは消したわけですから、そうすると、いわゆる会社税というものは営利活動ということではなくて、経済活動に対してかかると解釈すればいいのでしょうか。

角瀬 そうですね、営利・非営利ということには、

それなりの意味がありますが、営利・非営利の違 いを超えて、一定の経済主体は全てその能力にお うじて税を負担していくべきだという考えです。 利益を獲得するのが目的の営利法人が、正当に利 益を獲得し、それに応じた税負担をするのはしご く当然のことで、そこには善悪の価値判断の入り 込む余地はないかと思います。またそうでなけれ ばならないということは、全ての人が認めるとこ ろだと思います。しかし、社会的な目的を追求す る非営利法人は、利益を追求すべきではなく、追 求する必要がない。したがって、税負担の社会的 役割、義務もないということがいえるのかどうか ということです。いずれの組織も社会のなかの存 在であり、社会に対してそれなりの役割を果たさ なくてはならないということになると、利益の存 在は社会的役割を果たした結果でもあるというこ とにならないでしょうか。常識的な利益悪論に対 して逆説をいうことになりますが、公益を果たし ているということと、経済主体が利益を確保する こととは矛盾しないと考えるのです。同じ公益を 果たしているとした場合、経済的に効率的な組織 と非効率的な組織とでは、社会に対するその貢献 が異なってくるといえないでしょうか。公益を果 たしていれば、利益をあげる必要はない、逆に国 が補助、助成すべきということになりますが、そ ういうことでどこまでいけるのでしょうか。私は 本当に公益的であればあるほど、組織内的にも、 社会的にも、その存在の正当性が認められるよう になる必要があると考えています。

坂根 おっしゃっている意味は分かります。必ずしも同じ意見じゃないけれども。もとよりそういうように決めればそうなるかもしれないけれど、それでは負担をした税が、それを負担した国民のそれぞれが納得できるような使い方が出来るかということも、もう一方の重要な部分じゃないですか。そうすると、今の日本を見ると、どうも納得の出来ない使い方、使われ方がされているということもありことを考えると、税金の負担をする代わりに直接、税を通さないでお金を出したいということもありうる。今度の公益認定のところも、この公益認定のところに寄付をすると、税制が従来でもかなり優遇された配置をされる。それがいま言った税を

通じての再配分じゃなくて、直接配分したいという出し手の側と受け手の公益認定のところが従来よりも税制が配慮されたので、こういうのがあっても、それはそれで意味があるような気がします。どちらかと言えば、税制の配分のところが今の日本では縦割り行政だから、それはなかなか難しいと思えます。

司会 常識的に言って、寄付を受け取るものは会社ではなく財団や協同組合、非営利組織などです。会社は会社法で言えば株式会社、合名会社、合資会社です。合名会社はお話だと、協同組合に近いものだというふうに考えると、逆に非営利・協同組織が会社法を使って非常に協同組合的なものを作って市場で活動するという可能性も開けるのではないかという気がします。そこは飛躍のしすぎでしょうか。

坂根 その場合、小さい企業イメージであったら 可能です。市場で通用しようとする会社は、例え ば、資金調達との関係もあるけど、結局、相当な 資本、お金が必要になるので、通常見える範囲の 人々から出させようとすると、それでは限界があ るのです。やはり市場で通用する企業を育てるに は、巨額な資金が集まる、でかい金を出資できる 仕組みじゃないとはなはだ困難です。そのことは 角瀬先生がさきほど言われた会社―財団的なこと につながり、人の思想とか思いを超えていく部分 の規模が、量が発展をもたらすみたいなことの意 味だと理解しました。

司会 もうひとつ、初歩的な話で申し訳ないけど、 会社法でなぜ有限会社はなくなったのでしょうか。

坂根 有限会社は、元々は小規模な株式会社のイメージで、社員数50人未満で存在したわけです。 資本金も途中で差がつけられて、このぐらいの金額でいいというのがあって、それはそれなりの役割があった。株式会社の最低資本金が1千万円、これは最初に出せないが有限会社ならば300万円しかなくてもいいということでしたが、途中から事実上、資本金は抜けてしまったわけです。 司会 株式会社が資本金1円でも一人でもいいということになったからですね。

坂根 有限会社が残っていることの意味が事実上なくなったので、従って、特例有限会社として名称は残ってはいるけれど、新たに設立することは出来なくなって、事実上法律(有限会社法)は消滅したということです。

参公益的な活動と利益、資金の調達

角瀬 ところで一般に、あの企業は儲けている、 けしからんという話がよく出るわけです。社会的 に認められないような方法、手段によって不当な 利益を得ることは当然認められません。しかし、 利益を上げること自体が不当であり、けしからな いということがありうるのでしょうか。公益的な 活動をやり、社会的な活動をやって、しかもなお 正当な利益を沢山あげることが出来れば、こんな にいいことはないのではないかと思います。そこ から税金がどんどん入ってくるし。そういう、ご く素朴な考えに対して、どういう答えが出せるの でしょうか。

坂根 角瀬先生が言いたいのは、非営利の企業でも効率性をきちんと考えれば、非営利じゃない一般の市場の企業と同じように利益が出る、出なきゃおかしいのではないかというのがまず一点で、そうだとすると、同じ税負担の方がいいという議論ですよね。

司会 NPO 団体が非課税を主張していますが、 市場で経済活動をしたときには、税金は優遇税制 かもしれないけれど、ゼロということはなかなか 難しいと思うのです。今回の公益法人法の改正で、 従来の NPO も税金を払うことになるのでしょう か。

坂根 今と変わってないから同じだろうと思います。

角瀬 私が余計なこと言って議論を混乱させてし

まったかも分かりませんが、そういう議論を踏ま えた上で、次に出てくるのが、後半のテーマにな る資金調達問題ですね。

非営利・協同組織における資金調達問題をどう 考えたら良いのか。営利企業における資金調達は、 これは単純ですよね。つまり、営利企業は資本と してそれを使うわけです。営利追求の資金を調達 して使う。ところが非営利・協同組織の場合はど うことになるのかということです。

司会 従来は、いわゆる出資金と称する一種借入金のようなもの、あるいは、協同組合なら組合員 債、それから、寄付、補助金等々があります。

角瀬 協同組合の場合、ちょっと曖昧なものになっているように思います。つまり、資本のようでありながら、資本でないという、問題の本質が明らかになっていないように思います。

司会 日本で言うとちょっと誤解を受けるのですが、ヨーロッパの協同組合、例えばスペインのモンドラゴンなどは、いわゆる外の証券市場からお金を集めるほか、自分たちの第2証券市場的なものを作って集めています。日本の場合は、そこまで進むことが出来るのでしょうか。

坂根 さっきの角瀬先生の議論がちょっとずれるかどうかは別にしても、関連しているのだと思うんですよ。市場の資金調達は、やはり利益をとにかく出来るだけ可能な限り高くあげて、それでもっと返せるということを前提に、また更に集める。この繰り返しをして、それで返せるのと横につく金利が高ければ、さらに金は集まるとこういうことです。

それでは非営利の、ということで考えると、先 ほどの利益を出せる、出せないことと関連するの です。市場と同じような利益を出せないとすると、 市場と同じような手法ではお金は集まらない、集 められないということになる。そうすると、利息 はあまり高く出せないけれどということと、市場 と同じには返せないけれどということがセットに なって、非常に小額のお金を中心にして、たくさ ん数を集めるようにならざるをえない。その形態 が出資金という形態であったり、あるいは借入金 という形態であったりするわけです。これは、市 場である日ぱっと登場の瞬間にたくさんお金を集 めるということが出来ない資金調達方法です。従 って、そういう緊急な部分はとにかく金融機関に 頼らざるを得ないというように非営利の所はなっ ていて、金融機関もまた市場の中にいて自分自身 も市場の波の中にいるわけだから、あまり非営利 に融資を出すと自分のところの利回りがおかしく なるということがあるから、全部が全部、要求に は応じてくれない。そうすると、やはり非営利は 一方ではもうちょっと返済がしっかり出来る、あ るいはちゃんと金利も払える体力、経済力みたい なものをつける必要があります。そのことが市場 の中できちんと生きていくという意味合いの表現 なのかもしれない。それと、もう少し高い利息を 負担しながら、もっと広く集めるような仕組みを 作っていくことを模索しないと、市場の方の資金 調達方法にいつも負けてしまう。負けるがために、 また銀行に頭を下げて「すいません、貸してくだ さい」といったことを言わざるをえないというこ となんだろうと言えます。その意味で言えば、従 来も非営利の側の投資ファンドのような議論をと ころどころでしてきたわけです。現実には、それ に似た名前の商品を証券会社も持っているから、 非営利ファンドのようなことを言っているのは存 在するけれども、本当に自分たちでお金を集めて ベースとなるようなもの、仕組みや機構を作って 実験をしていかないと、なかなか簡単じゃないと 思えます。ただ、多くの人々が市場で自分の資金 を融通してということをやっているわけだけれど、 もうすこし自分が出した資金の流れが見えたほう がいいなと思う人も絶対に数多くいるわけだから、 そんな仕組みを少し考えていくことが重要なんじ ゃないかな。

司会 そうしますと、非営利・協同セクターの投 資家というのはどういうものでしょうか。 角瀬 協同組合の場合、生協などは出資金という言葉を使っておりますね。ということは、あれは資本の一種ということになります。ところが、それ以外の非営利・協同組織、NPOとか学校法人とかの場合には、出資金という言葉は使われない。そもそも存在しない。基本金という言葉が使われます。出資金と基本金とでは、かなり資金の活動、運動形態が違ってきます。

司会 そもそもどのくらいの資本量を、この非営利・協同企業というものは必要としているのでしょうか。

角瀬 それは事業の分野、内容によって違うでしょうし、あらかじめこのくらいという限定は出来ないでしょうね。

坂根 多分、市場の側がね、非営利分野は一定の 非営利法人にはそういう制度でカバーさせたいと 考えたとするじゃないですか、どのくらい考える だろうなと。市場をたくさん取られては困るわけ だから、それはやはり1割とかではないでしょう か。そのぐらいはいてもらって、活動してくれた 方がいいんだと考える。ならば資金調達規模でも、 この分野では全体の1割ぐらいを持っていないと、 アンバランスが生ずるよと僕は思うのです。割合 が1割がどうかは別として。

角瀬 1割を非営利・協同組織の方に譲らないと、 全体としての社会経済体制が成り立っていかない と、そういう時代に来ているといえますね。同時 に非営利・協同の側でも、多数派が支配している 市場とどう向き合っていくか、どうその否定的影響を克服していけるかが問われるところかと思い ます。

司会 今日はどうもありがとうございました。

(2008年2月5日開催)

※総研いのちとくらしブックレット No.3『新しい社会のための非営利・協同』(2008年3月発行、76P、 頒価200円)は、今までの非営利・協同の議論をまとめたものです。ぜひ御覧下さい。(事務局より)